魚津市公告第74号

犬の抑留について

狂犬病予防員から狂犬病予防法(昭和25年法律第247号)第6条第7項の 規定による犬を抑留した旨の通知があったので、同条第8項の規定に基づき、 公告します。

令和6年11月28日

魚津市長 村椿 晃

1 抑留した犬の種類等

種類	性別	年齢	毛色	名号	体格	摘要
柴	雌	不明	茶	不明	中	赤い首輪

- 2 抑留した日時 令和6年11月23日午後0時30分
- 3 抑留した場所 新川文化ホール駐車場
- 4 経緯 新川厚生センター魚津支所にて保護中
- 5 連絡先

魚津市民生部生活環境課 (電話番号 0765-23-1004) 富山県新川厚生センター魚津支所 (電話番号 0765-24-0359)